

その他入札に関する通知事項（工事請負）

契約管財局契約部で執行する入札に関する通知事項については、入札指名通知書等に記載のあるもののほか、次のとおりとする。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 入札執行場所 | 大阪市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）上及び大阪市契約管財局入札室 | |
| 2 | 入札書の提出 | | |
| | (1) | 入札書は、入札金額、くじ申込番号（3桁の任意の数字）等、必要な事項をすべて記載すること | |
| | (2) | 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること | |
| | (3) | 入札書の提出は、入札書提出期限までに完了すること | |
| | (4) | 一旦提出された入札書は、訂正、再提出又は撤回をすることはできない。 入札書提出後の辞退は認めない。 | |
| 3 | 工事費内訳書の添付 | | |
| | (1) | 入札書の提出の際は、工事費内訳書を添付すること。添付しない場合は入札書を提出することができない。なお、再度の入札の場合は、添付を要しない。 | |
| | (2) | 工事費内訳書は、案件ごとに大阪市が指定する様式で作成すること | |
| | (3) | 工事費内訳書は次のとおり取り扱うものとする。 | |
| | | ① | 工事費内訳書の作成に使用するアプリケーション及び保存するファイルの形式は、Microsoft Office Excel の97から2003のバージョンで保存したものとし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないよう十分注意すること |
| ② | | 工事費内訳書のファイル名称は、電子入札システムからダウンロードする際に表示されたもの（25～32桁の英数字列）から変更しないこと。ファイル名称を変更すると入札書に添付できない。 | |
| ③ | 工事費内訳書は入札書に添付する前にウイルスチェックしたうえで添付することを厳守すること | | |
| 4 | 入札の無効 | 次の場合のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。無効の入札をした者は再度入札に参加できない。 | |
| | (1) | 大阪市契約規則第28条第1項又は水道局契約規程第26条第1項各号のいずれかに該当する入札 | |
| | (2) | 最低制限価格（地方自治法施行令第167条の10第2項で規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）より低い価格でした入札 | |
| | (3) | 再度入札の場合においては、前回最低入札書記載金額以上でした入札 | |
| | (4) | 電子入札システム所定の入札書を用いないでした入札 | |
| | (5) | 入札参加申請書類等を提出する場合においては、虚偽の記載をした者がした入札 | |
| | (6) | 現場又は机上説明がある場合においては、説明を受けなかった者がした入札 | |
| | (7) | 低入札価格調査制度適用案件において、提出期限までに、低入札価格根拠資料を提出しなかった調査基準価格（地方自治法施行令第167条の10第1項で規定する場合の調査の基準となる価格。）を下回る価格の入札 | |
| | (8) | 大阪市競争入札参加者心得に違反した者がした入札 | |

| | | |
|-----|--|--|
| | 提出した工事費内訳書が、次の項目に該当する場合 | |
| | ① | 工事名称、商号又は名称(共同企業体の場合は共同企業体名称)の記載がない |
| | ② | 内訳項目の単位・数量などに記載があるが、金額の記載がない |
| | ③ | 入札金額と工事費内訳書の工事価格が異なる |
| | ④ | 商号又は名称(共同企業体の場合は共同企業体名称)が、入札書の情報と異なる。ただし、明らかに誤字や脱字と識別できる場合、又は、入札書提出時以後に商号の変更や合併等を行った場合はこの限りでない |
| (9) | 落札決定までの間に入札参加者が次の項目に該当した場合は入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。 | |
| | ① | 建設業法第28条第3項若しくは同条第5項の規定による営業停止処分(大阪市において当該案件に応じた建設工事業の営業ができないものに限る。)を受けている |
| | ② | 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている |
| | ③ | 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている |
| | ④ | 直近の経営事項審査の審査基準日が1年7か月以上経過している |
| 5 | 落札者の決定方法 | |
| | (1) | 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。 |
| | (2) | 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者が2者以上あるときは、開札時に電子入札システムによるくじによって落札者を決定する。 |
| 6 | 入札保証金及び契約保証金 | |
| | (1) | 入札保証金(見積った契約希望金額の100分の3以上) 免除 ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額(入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額)の100分の3に相当する違約金を徴収する。 |
| | (2) | 契約保証金 契約金額の100分の10以上納付 ただし、政府公債、大阪市債等の提供若しくは金融機関の保証又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)に基づき登録を受けた保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。 |
| 7 | 前払金 | |
| | (1) | 当初前払金 契約金額の40%以内とする。(ただし、契約金額が100万円未満の契約を除く。) |
| | (2) | 中間前払金 契約金額の20%以内とする。(ただし、契約金額が100万円未満の契約を除く。また、中間前払金を支出した後の前払金の合計額は契約金額の60%を超えない金額とする。) |
| 8 | 議会の議決 | 議会の議決に付すべき契約に該当する場合は、落札決定後仮契約を締結し議会の議決を経た後、本契約を締結する。 |
| 9 | その他 | |
| | (1) | 契約条項を示す場所 大阪市電子調達システム上又は契約担当 |

| | |
|---|--|
| (2) | 契約書作成の要否 要 |
| (3) | 大阪市側のシステム障害により電子入札システムによる入札手続に障害が発生した場合等、必要と認めるときは当該入札を延期又は中止することがある。 |
| (4) | 電子入札システムが対応している認証局は、「大阪市電子調達システム」トップページの「認証局一覧」を参照のこと |
| (5) | 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第13条第1項第1号の電子証明書（以下「ICカード」という。）を利用して電子入札に参加できる者は、大阪市入札参加有資格の承認を受けている者のうち、次のいずれかに該当する者とする。 |
| | ① 入札参加資格に代表者を登録している場合は、その代表者 |
| | ② 入札参加資格に代表者から委任を受け、受任者で登録している場合は、その受任者 |
| ③ 代表者又は受任者から代理人として電子入札に関する入札等についての権限を受けている者 | |
| (6) | 入札参加を希望する者が、パソコン障害等によりシステムによる手続が困難となった場合については申し出ることににより、大阪市契約管財局契約部閲覧室設置の端末において「大阪市電子調達システム電子入札ブース設置端末利用規約」に基づき入札手続を行うことができる。（有効期限内のICカードが必要。） なお、電子入札ブースの利用については、利用申込受付時間内（午前9時～午後0時、午後1時～午後4時30分）に契約課窓口まで電子入札ブース設置端末利用申込書を提出して申し込むこと。（電話等による受付は不可。） |
| (7) | 落札の決定から契約締結までに、落札者が次の項目に該当した場合は、契約の締結を行わないものとする。 |
| | ① 建設業法第28条第3項又は同条第5項の規定による営業停止処分（大阪市において当該案件に応じた建設工事業の営業ができないものに限る。）を受けている |
| | ② 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている |
| | ③ 経営事項審査の審査基準日が1年7か月を経過している |
| ④ 大阪市契約規則第32条第2項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不相当であると認められるとき | |
| (8) | 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。 |
| (9) | 工事請負契約書第11条に規定する技術者等に配置予定技術者を配置できない場合は、契約を締結しない又は契約を解除できるものとする。 |
| (10) | 契約締結後、全ての次数の下請負人（建設事業者に限る。）の社会保険の加入状況を確認し、本市に報告すること。なお、やむを得ず、社会保険の未加入の建設事業者を下請負人とする場合には、下請負人に対して、社会保険に未加入である旨を大阪市に報告するとともに未加入である旨を大阪市が社会保険担当機関に通報することを周知すること |
| (11) | 入札案件の詳細については、設計図書等や仕様書等を確認すること |
| (12) | 落札者又は契約の相手方に決定されたときは、遅滞なく、契約締結の手続きをすること |
| (13) | 入札参加者一覧は、指名通知後に閲覧室及び電子入札システム上に公表する。 |
| (14) | 入札予定価格は、開札後（再度入札の場合はその開札後）に電子入札システム上に公表する。 |
| (15) | 最低制限価格又は調査基準価格を設定している場合は、落札決定後に電子入札システム上に公表する。 |
| (16) | この通知に定めのない事項については、関係法令の他、大阪市契約規則、大阪市水道局契約規程、大阪市競争入札参加者心得等の定めるところによる。 |